

【 凡例】

◎： 特定（法第15条第2号イ）の資格及び一般（法第7条第2号ハ）の資格を有する

○： 一般（法第7条第2号ハ）の資格を有する

【 注意事項（全般）】

- ・ 指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）7 業種の特定建設業の許可を受ける場合、営業所の専任技術者及び現場の監理技術者は◎の者または大臣特認者に限られる。
- ・ 表中に記載された年数は、資格取得後に必要な実務経験年数である。資格取得後の必要な実務経験を実務経験証明書（様式第9号）の提出により証明すること。
- ・ 特定建設業の指導監督的実務経験は、指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の提出により証明すること。
なお、実務経験証明書（様式第9号）の証明期間と指導監督的実務経験証明書（様式第10号）の証明期間は重複可。
- ・ 技術士登録証に必要な選択科目が表示されていない場合、選択科目が分かるもの（技術士登録証明書など）を添付すること。

【 注意事項（個別の資格）】

- （注1）コード54の衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）の平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」である。
- （注2）旧電気工事士法による電気工事士免状は、第2種電気工事士として扱う。
- （注3）とび・土工事業の場合、実務経験は、コンクリート工事に関するものに限る。
- （注4）実務経験は、土工工事に関するものに限る。
- （注5）コード67の「路面標示施工」は、等級はなく実務経験不要である。
- （注6）実務経験は、とび・とび工についてはとび工事に関するものに、コンクリート圧送施工についてはコンクリート工事に関するものに限る。
- （注7）コード76の「配管」は、改正政令による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られる。
※改正政令：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）。以下同じ。
- （注8）コード81の「鉄工」は、改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られる。
- （注9）コード82の鉄筋施工は、改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られる。
- （注10）コード88の「塗装・木工塗装・木工塗装工」の「塗装」には、鋼橋塗装技能検定合格者（1級、2級）を含む。
- （注11）コード95の「木工」は、改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られる。
- （注12）コード61の「地すべり防止工事」は、平成17年度以前の地すべり防止工事士も可。なお、実務経験は、土工工事に関するものに限る。
- （注13）コード63の「計装」は、平成17年度以前の一級計装士も可。
- （注14） 基幹技能者が営業所専任技術者の要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていること。
- （注15） 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証に公布を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けた者で、その資格証の交付を受けた後電気通信工業事業に関し3年以上の実務の経験を有するものとするもの。